令和元年8月29日

職員各位

株式会社　つくも苑

代表取締役　西浦

**介護職員等特定処遇改善加算「特定加算」について**

現行　介護職員処遇改善加算→　［目的］介護職員全般の処遇改善

　　　　　　　　　　　　　訪問介護　　　　　　加算Ⅰ　13.7％

　　　　　　　　　　　　　地域密着型通所介護　加算Ⅰ　 5.9%

新設　介護職員等特定処遇改善加算→［目的］技能・経験を持ったリーダー級の職員

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　の処遇改善

各介護事業所等の判断で「それ以外の職員」の処遇改善にも柔軟に充てることが可能

グループを3つに分ける。

❶介護職員（介護福祉士を有し、勤続10年以上）

❷その他の介護職員

❸その他の職種（事務員等）

❶は❷の2倍以上　　❷は❸の2倍以上

訪問介護　　　　　　加算Ⅰ　6.3％　特定事業所加算Ⅱ

地域密着型通所介護　加算Ⅱ　1.0％　サービス提供体制強化加算Ⅰ（ロ）

加算算定対象月―令和元年10月～3月

支給時期・方法―賞与時に一時金として支給予定。

メリット

１　加算が受け取れること

２　対外的しっかりしている事業所であることを、伝えることできる

３　事業の運営体制について見直すことができる（10年級の職員について）

以上の事を踏まえて、今回の加算に機をあらためて事業体制を見直し、サービスの質の向上につなげていくことが、本加算の趣旨であると考えております。